

(2018年9月29日改訂)

パークシティ白岡

リフォーム工事細則

## パークシティ白岡 リフォーム工事細則

パークシティ白岡管理組合（以下「管理組合」という。）は、パークシティ白岡管理規約（以下「規約」という。）に基づき、次のとおりパークシティ白岡リフォーム工事細則（以下「本細則」という。）を定める。

### （目的）

第 1 条 本細則は、パークシティ白岡（以下「本マンション」という。）の各専有部分の区分所有者及び占有者並びにその家族（以下「居住者」という。）が、専有部分及び専用使用部分（以下「専有部分等」という。）において実施する改修や修理・修繕等を目的としたリフォーム工事（以下「工事」という。）を、適正かつ円滑に実施できるよう必要な規程を定めることを目的とする。

### （工事細則の遵守）

第 2 条 工事を実施する居住者（以下「施工主」という。）は、工事の実施に際しては、本細則を遵守しなければならない。

2. 施工主は、工事を施工会社（以下「施工者」という。）に依頼する場合には、施工者に対して、規約、使用細則及び本細則を遵守させなければならない。

### （禁止事項）

第 3 条 施工主は、次の各号に定める工事を実施してはならないものとする。

- (1) 専有部分の増築
- (2) 建築基準法、消防法その他関係法令に違反する工事
- (3) バルコニー、ルーフバルコニー等の専用使用部分の改築
- (4) 本マンションの主要構造部（建物構造上不可欠な壁、柱、床、天井、梁、屋根、階段、庇等）に影響を及ぼす穿孔（穴を開けること）や切欠（削り取ること）等を伴う工事（ただし、別表第3に記載するものを除く。）
- (5) 乾式工法で施工されている戸境壁に係わる工事（壁クロス・巾木の貼替工事及び家具転倒防止下地設置範囲への石膏ボード面を貫通しない長さでのビス・ピン（釘）等の打ち込みは除く。）
- (6) 共用部分に面する窓や扉の新設など建物の外観に影響を与える工事（ただし、別表第4に記載する外気に面する窓ガラス・窓枠・網戸の工事は除く。）
- (7) 共用部分の給排水設備に影響を与える工事
- (8) 床や戸境壁等の躯体の撤去を伴う工事
- (9) 現状より遮音性能等級を低下させる床の変更工事

(10) 各床材の遮音性能等級を現状より低下させる材質に変更する工事（ただし、畳又はカーペットからフローリングへの変更工事を実施する場合を除く。）又はその恐れのある工事方法による工事

(11) その他、工事の完了後に他の居住者に迷惑を及ぼす恐れのある工事

(12) 管理組合の共同の利益に反する工事

（工事实施に係わる手続き等）

第 4 条 施工主が工事を実施する際に必要な手続き等は、別表第 1 に定める。

2. 施工主は、別表第 1 並びに第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定められている所定の手続きを、工事開始までに完了しなければならない。

（フローリング床材の使用）

第 5 条 施工主は、フローリング床材を新たに用いる場合又はフローリング床部分の貼替工事を実施する際には、別表第 2 に定められた規程を遵守しなければならない。

（専用使用部分に係わる工事）

第 6 条 施工主は、専用使用部分に係わる工事を実施する際には、別表第 4 の規程を遵守しなければならない。

（工事实施の届出）

第 7 条 施工主は、別表第 1 において届出が必要であると定められた工事を実施する際には、工事内容が本細則を遵守していることを確認したうえで、工事实施日の 1 週間前までに、別紙書式 1 の「専有部分のリフォーム工事に関する届出及び誓約書」（以下「届出書」という。）に必要事項を記入のうえ、管理組合に提出しなければならない。

2. 管理組合は、前項の届出書が提出された場合、記載事項の不足・記載事項の明らかな誤り・記載事項が明らかに本細則に違反する場合を除き、施工主の責任において提出された届出書を受領し保管するものとし、工事内容に関する確認や審査行為は行わないものとする。

（隣接住戸への説明）

第 8 条 施工主は、別表第 1 において説明が必要であると定められた工事を実施する際には、工事实施日の 1 週間前までに、上・下・左・右・斜上・斜下の隣接する全住戸（以下「隣接住戸」という。）の区分所有者に、工事の概要について説明しなければならない。

2. 施工主は、別表第 1 において説明が必要であると認められた工事については、前項の説明を行った証として、届出書の指定された欄に隣接住戸の区分所有者の捺印を受けるものとする。ただし、隣接住戸の居住者が捺印を拒んだ場合は、その旨を記した書面を提出し、理事会の承認を経たものについては、捺印を省くことができる。

3. 隣接住戸に居住している者が占有部である場合、本条に定める説明並びに捺印については、現に居住している占有者に対して行うことで足りるものとする。

4. 隣接住戸の居住者が不在のために、説明並びに捺印の受領が完了しない場合には、訪問記録を記した書面を提出し、理事会の承認を経たものについては、捺印を省くことができる。

( 隣接住戸への告知 )

第 9 条 施工主は、別表第 1 において隣接住戸への告知が必要であると定められた工事を実施する際には、工事实施日の 1 週間前までに、工事の実施する旨を記載した書面を投函するなどによって、隣接住戸の居住者に、工事实施の概要について告知しなければならない。

( 工事内容に関する掲示 )

第 10 条 施工主は、別表第 1 において所定場所への掲示が必要であると定められた工事を実施する際には、別紙書式 3 の「住戸内リフォーム工事のお知らせ」並びに別紙書式 4 の「リフォーム工事工程表 (見本)」を参考として、同程度の内容を記した書面を作成し、工事实施日の 1 週間前までに、所定場所に掲示しなければならない。

( 工事に関する注意事項 )

第 11 条 施工主は、別表第 5 に定められた工事に関する注意事項を遵守するとともに、施工者にも遵守させなければならない。

( 事故等の発生 )

第 12 条 施工主は、工事の実施により、共用部分を毀損あるいは汚損させた場合又は他の居住者や第三者に損害を与えた場合は、速やかに管理組合に報告しなければならない。

2. 前項の場合、施工主は、自らの責任と負担において原状回復又は補償しなければならない。

( 本細則に違反する工事に対する措置 )

第 13 条 管理組合は、施工主が次の各号に該当する工事を実施した際には、理事会の決議に基づき、施工主に対して警告を行い又は工事を中止させ若しくは原状回復を求めることができるものとする。

- (1) 第 3 条に定める禁止事項に該当する工事
- (2) 第 4 条に定める手続きを経ずに実施した工事
- (3) その他、本細則の各条項に違反する工事

2. 前項の措置に伴い発生する費用は、施工主が負担するものとする。

( 施工者の選定 )

(施工者の選定)

第 14 条 施工主は、工事の実施が、次の各号に記載する影響などを他の居住者に与えることを十

分に認識したうえで、慎重に施工者の選定を行わなければならない。

- (1) 工事期間中の工事騒音、資機材の搬入や工事作業員・車両の出入りなどによる影響
- (2) 工事完了後、隣接住戸に与える生活音などの変化による影響

2. 施工主は、工事の実施に起因する紛争が発生しないよう、次の各号に記載する事項を参考として、十分に信頼の足る施工者を選定しなければならない。

- (1) 施工者がマンションのリフォーム工事に関して十分な知識と実績を持っていること。
- (2) 戸建住宅と異なるマンションにおけるリフォーム工事の特性を十分に把握していること。
- (3) リフォーム工事の種類に応じた資格を有するなど、リフォーム工事を適正におこなうことができることを確認していること。

(施工者の資格証の携帯・提示義務)

第 15 条 施工主は、リフォーム工事の種類に応じて所有している資格証について、工事期間中は、常に携帯しなければならない。また、資格証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第 16 条 工事に関して他の居住者との間に紛争が生じたときは、施工主は、自らの責任と負担において誠実にその解決、処理に当たらなければならない。

2. 前項において、管理組合は、その責任の一切を負わないものとする。また、一切関与しないものとする。

## 附 則

(リフォーム工事細則の発効)

第 1 条 本細則は、平成27年1月1日から施行する。

## 別表第1 工事实施に係わる手続き等

### 1. 工事騒音が軽微な工事

- (1) 対象の工事の一例：壁や天井のクロスや床シートの貼替え・畳の交換や表替え等
- (2) 管理組合への届出：必要
- (3) 隣接住戸への案内：任意（工事期間が一週間以上の場合には必要）
- (4) 所定場所への掲示：工事期間が一週間以上の場合には必要

### 2. 工事期間中に騒音が発生し、他の居住者に迷惑を及ぼす恐れのある工事

- (1) 対象の工事の一例：浴室・台所流し台・洗面化粧台等の取替え・窓ガラス交換工事・サッシ交換工事等
- (2) 管理組合への届出：必要
- (3) 隣接住戸への案内：隣接住戸に対して書面（書式2）の投函などにより告知
- (4) 所定場所への掲示：必要

### 3. 床材の貼替工事・間取りの変更を伴う工事等

- (1) 対象の工事の一例：フローリング貼替工事・間取り変更工事・住戸内の水周り設備の位置が変わる工事等
- (2) 管理組合への届出：所定の書式により提出
- (3) 隣接住戸への案内：隣接住戸に対して説明（届出書に捺印を受領）
- (4) 所定場所への掲示：必要

### 4. 機器類の故障により速やかに実施する必要がある修理・修繕作業

- (1) 対象の工事の一例：給湯器や空調機などの故障による取替え工事等
- (2) 管理組合への届出：必要
- (3) 隣接住戸への案内：任意（工事期間が一週間以上の場合には必要）
- (4) 所定場所への掲示：工事期間が一週間以上の場合には必要

※所定場所とは、管理組合の定める場所をいう。

## 別表第2 フローリング床材の使用

### 別表第2 フローリング床材の使用

施工主は、フローリング床材を使用する際には、次の規程を遵守しなければならない。

1. 使用する床材は、メーカーが公表している推定数値（日本建築学会の規定する軽量床衝撃音に関する遮音性能等級）が、 $L_{i,r}, L - 40$ （A棟の居間・食堂、廊下の場合は $L_{i,r}, L - 45$ ）の床材若しくは、それ以上の遮音性能等級の性能を有する床材に限定するものとする。ただし、遮音性能等級及び名称が本マンション竣工時以降に変更された場合は、竣工時の基準相当とする。
2. 使用するフローリング床材について、工事開始日当日までに納品書（写）を管理組合へ提出しなければならない。なお、納品書（写）の提出が開始日当日までに困難な場合は工事業者発行の納品証明書又はカタログ及び仕様書の提出でも可とするが、工事終了後に納品書（写）を管理組合へ提出しなければならない。
3. 施工にあたっては、各床材所定の施工方法により施工しなければならない。

### 別表第3 床スラブ・戸境壁等へのアンカーボルト等の打ち込み

床スラブや戸境壁等の躯体部分へアンカーボルトやピン(釘)等を打ち込む施工方法については、工事実施に際して必要最小限の範囲で適用できるものとし、この場合は、第3条(4)に記載する「本マンションの主要構造部に影響を及ぼす穿孔や切欠」と見なさないものとする。

#### 1. 第3条(4)に該当すると見なさない理由

次項に記載する各部位の工事には、新築工事の際にもアンカーボルト・ビス・ピン(釘)・グリッパー等を用いて内装材を躯体へ固定する施工方法が採られており、リフォーム工事の際にも、同等の施工方法を用いる必要があるため。

#### 2. 第3条(4)に該当すると見なさない施工方法

- (1) エアコン・給湯器・各種のダクト・二重天井などを支持するためのアンカーボルト固定用の穴開け並びにアンカーボルトの締め込み
- (2) 給排水管・給湯管・ガス配管・電気配線・コンセントやスイッチボックスなどを固定するために用いるビスやピン(釘)の打ち込み
- (3) 間仕切り壁を固定するために用いるビスやピン(釘)の打ち込み
- (4) カーペットを固定するために用いるグリッパーの打ち込み
- (5) キッチン吊り戸など家具類を固定するために用いるビスやピン(釘)の打ち込み
- (6) ピクチャーレール・カーテンレールを固定するために用いるビスやピン(釘)の打ち込み

#### 3. 施工にあたっての留意事項

- (1) ビス・ピン(釘)・カールプラグ・グリッパー等の打ち込み本数や打ち込みの深さについては、本マンションの新築時の施工方法を準用する。上記の打ち込みをコンクリート躯体に行う場合で、新築時の施工方法が不明な場合や新規に打ち込みを行う場合の深さ寸法は20mm以下とする。また、20mmを超える打ち込みが必要な場合は既存鉄筋に影響のない位置(鉄筋探査等を行う)に施工すること。
- (2) アンカーボルトについては、極力、既存のアンカーボルトを流用し、新たなアンカーボルトの打ち込みを行わないよう努めること。
- (3) 建物の隠蔽部分には構造体(鉄筋等)及び、配線・配管等が存在しており、工事中に障害が発生した場合は、施工主は速やかに本文第12条の条文内容を遵守しなければならない。



## 別表第4 専用使用部分に係わる工事

### 1. バルコニー・ルーフバルコニー

使用細則・バルコニー等使用細則の規程に従うこと。

### 2. 外気に面する窓ガラス・窓枠（二重サッシの内側窓ガラス・窓枠（以下、窓ガラス・サッシ等という。）を含む）・網戸

(1) 外気に面する窓ガラス・サッシ等の交換の際には、別表第6に定めるガイドラインの内容を遵守しなければならない。

(2) 外気に面する網戸の貼替・交換の際には、建物の外観に影響を与えてはならない。また、法令、行政指導、近隣協定等により、色・仕様・形状等が定められている場合には、色・仕様・形状等については、原状と同じ製品、若しくはそれに準ずる製品を使用すること。

### 3. エアコンの新設や交換工事

(1) エアコンの室外機は、各住戸の冷暖房用室外機置場又はバルコニー等の専用使用部分に設置すること。

(2) 冷媒管・ドレーン管等は、既存のスリーブを用いて配管するものとし、新たにスリーブを開けること並びに通気口や排気口を利用してはならない。

### 4. その他の専用使用部分

その他の専用使用部分については、破損・故障の際の原状回復あるいは機能維持のための修理・修繕の工事以外は実施できないものとする。

## 別表第5 工事に関する注意事項

### 1. 禁止事項の一例

- (1) 新たにスリーブを開けること、あるいは既存スリーブの口径を拡大することは、禁止とする。  
：第3条（4）
- (2) 戸境壁が乾式工法により施工されている場合には、戸境の乾式間仕切り壁について、壁クロス又は巾木の貼替え以外の工事（仕上げ材の貼替工事は除く。）は禁止とする。  
：第3条（5）
- (3) 給排水設備の縦管に変更を加える工事は禁止とする。：第3条（7）
- (4) 隣り合った2住戸を1住戸にするために、戸境壁に開口を設けることや、上下に重なる2住戸を1住戸にするために、床又は天井に開口を設ける工事は禁止とする。：第3条（8）

### 2. 工事の計画に関する注意事項

- (1) 専有部分の電気契約容量を増量する場合は、不動産売買契約締結時の重要事項説明書に記載されている容量までとする。
- (2) 給湯器を交換する場合は、従前の給湯器の号数を超えてはならない。また、設置場所を変更してはならない。
- (3) 火災報知設備、防犯設備、インターホン設備等は共用部分の機器と連動しているため、間取り変更によって専有部分内の機器の位置を変更することはできるが、設備機器の仕様を変更してはならない。
- (4) 熱感知器、煙感知器を移設する場合には、消防法等の関係法規に適合させること。
- (5) 台所、洗面所、浴室、便所、洗濯機置場等の工事を実施する際には、給排水管及び給湯管の材質、強度、管径を原状と同等かそれ以上のものとする。
- (6) 専有部分内の横引き排水管を新設する際には、排水不良にならないよう、エルボ（管の曲がり箇所）を極力少なくするとともに、排水勾配を十分に確保できる計画とすること。
- (7) 専有部分内の横引き排水管の位置を変更する場合であっても、従前と異なる縦管に接続してはならない。

### 3. 工事の施工及び手続きに関する注意事項

- (1) 原則として、日曜日・祝日・年末年始（12月30日から1月3日）は工事を実施してはならないものとする。ただし、やむをえない場合で、日曜日・祝日・年末年始に工事を実施す

る場合は、隣接住戸に説明を行うものとする。

- (2) 原則として、工事を行うことができる時間帯は、午前8時45分から午後6時（工事の準備並びに後片付け作業を含む。）までとする。ただし、やむをえない場合で、それ以外の時間帯に工事を実施する場合は、隣接住戸に説明を行うものとする。なお、工事開始時と終了時は必ずクラブハウスにて管理・防災センターに報告することとする。
- (3) 工事を実施する際には、騒音、振動の激しい機器類の使用は極力避け、低騒音かつ低振動の工具を使用するよう努めること。
- (4) 共用部分の電気や水道を使用してはならない。
- (5) 資機材を搬出入する際には、他の居住者の迷惑にならないように注意する。
- (6) 資機材を搬出入する際には、共用部分を毀損又は汚損しないように十分注意する。大規模な工事で多くの資機材を搬出入する際には、エレベーター内など必要な箇所の養生を行うものとする。
- (7) 工事用の資機材を共用部分に置くこと、及び、共用部分で工事作業の一部を行うことは原則として禁止するが、やむをえず一時的に資機材を置く場合、又は共用部分で工事作業を行わざるをえない場合には、他の居住者の迷惑にならない場所に限定する。
- (8) 施工主は、工事に伴い発生するゴミや残材などを、施工者が持ち帰るように徹底すること。
- (9) 施工主は、施工者の工事作業員等が他の居住者に迷惑をかけないよう施工者に徹底すること。

別表第6 窓ガラス・サッシ等改良にかかるガイドライン

部位	変更の目的	変更の内容	考慮すべき事項	判断基準
窓ガラス	外観の統一感を維持したうえで防犯性、防音性、断熱性、美観等の確保	複層ガラス、Low-E複層ガラス、真空合せガラス、防犯ガラス、防音ガラス等への変更	色彩	防犯性、防音性、断熱性、美観等の向上のために、ガラスの厚みや反射率が異なるため見え方が変わることがありえるが、元々クリア色のガラスは変更後もクリア色とし、性能効能のためとはいえ色のついたガラスへの変更は認めない。
			形状	① 元々透明なガラスは透明性を確保し、型ガラスやすりガラス等元々透明でないガラスは、透明でないガラスとする。 ② 窓ガラスの変更にあたっては、既存のサッシを利用することを前提とし、アタッチメントの使用も認める。
			位置	躯体の開口部寸法の変更は認めない。
			性能・機能の確保	① 耐風圧強度を確保するため、変更後のガラスの厚み（複層ガラスであればどちらか一方）は、元々のガラスの厚み以上を確保するようにする。 ② 元々網入りガラスの場合は、変更後も網入りガラスのままとする。

部位	変更の目的	変更の内容	考慮すべき事項	判断基準
サッシ	外観の統一感を維持したうえで防犯性、防音性、断熱性、美観、操作性等の確保	複層ガラス、Low-E複層ガラス、真空合せガラス、防犯ガラス、防音ガラス等の性能を担保するためのサッシの変更及びサッシそのものの性能を向上させるためのサッシの変更	色彩	サッシの色は経年変化により全く同一の色にすることは不可能であるため、元々シルバー色は変更後もシルバー色、元々ブロンズ色は変更後もブロンズ色とする等、同系の色合いのサッシに変更する。
			形状	① 引違い窓をカバー工法等により変更する場合、外観の統一感を維持するために、新たなサッシが一箇所あたり取り付け後の開口部内法寸法は、既存の開口部内法寸法と比べ幅90ミリ、高さ80ミリ以下の挟まり寸法の範囲内とする。 ② 片引き窓やFIX窓等をカバー工法等により変更する場合、外観の統一感を維持するために、新たなサッシ1箇所あたり取り付け後の開口部内法寸法は、既存の開口部内法寸法と比べ幅100ミリ、高さ100ミリ以下の挟まり寸法の範囲内とする。
			位置	躯体の開口部寸法の変更は認めない。
			性能・機能の確保	① 引違い窓、片引き窓、FIX窓等、窓の開閉形式の変更は認めない。 ② ガラスの突き合わせによるコーナーのFIX窓を変更する場合、コーナー部に方立を設けることは認める。 ③ 中棧がついていたサッシの場合、技術の進歩により中棧を無くしても性能・機能的に問題が無い場合は、中棧を無くすことを認める。 ④ 元々のサッシについていた換気用のガラリ、安全対策用の開口範囲を制限するストッパー等のものは、変更後もそれらの機能を維持する。

※施工主は、窓ガラス・サッシ等改良工事を行う際は、届出書の他、施工者に窓ガラス・サッシ等改良工事に関する誓約書を提出させること。

パークシティ白岡 (A・B・C) 棟  
 管理組合 委員長 殿

専有部分のリフォーム工事に関する届出及び誓約書

(A・B・C) 棟 号室

氏名 \_\_\_\_\_ 印

専有部分のリフォーム工事を実施するにあたり、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 工事期間

平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) まで

2. 工事内容 (使用床材、施工方法等、具体的に記入のこと)

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

3. 施工会社名等

※施工会社の責任者の名刺 (コピーも可) を貼付

(糊付け)

※捺印欄

			上階
	自宅		
			下階

※施工責任者印

氏名 \_\_\_\_\_ 印

4. 遵守事項

- (1) リフォーム工事実施にあたっては、別に定めるリフォーム工事細則を遵守いたします。
- (2) 建築基準法、消防法その他関係法令に違反するリフォーム工事は実施いたしません。
- (3) 工事中及び工事完了後、本工事に起因する騒音、その他の問題が発生した場合、自己の責任と負担において、調査及び処理・解決いたします。
- (4) 工事の実施により、共用部分を毀損あるいは汚損させた場合、又は他の居住者や第三者に損害を与えた場合は、速やかに管理組合に報告するとともに、自己の責任と負担において原状回復又は補償いたします。
- (5) 本工事に起因した問題に関する理事会の決議がなされた場合は、その決議に従います。

以上

平成 年 月 日

パークシティ白岡

棟 号室 殿

窓ガラス・サッシ等改良工事に関する誓約書

施工会社名  印

施工責任者氏名  印

貴マンションの管理規約および使用細則等を理解するとともに以下の内容を遵守し、窓ガラスの改良・サッシ交換工事を実施することを誓約いたします。

部位	変更の目的	変更の内容	考慮すべき事項	判断基準	チェック
窓ガラス	外観の統一感を維持したうえで防犯性、防音性、断熱性、美観等の確保	複層ガラス、Low-E複層ガラス、真空合せガラス、防犯ガラス、防音ガラス等への変更	色彩	防犯性、防音性、断熱性、美観等の向上のために、ガラスの厚みや反射率が異なるため見え方が変わることがありますが、元々クリア色のガラスは変更後もクリア色とし、性能効能のためとはいえ色のついたガラスへの変更は認めない。	<input type="checkbox"/>
			形状	① 元々透明なガラスは透明性を確保し、型ガラスやすりガラス等元々透明でないガラスは、透明でないガラスとする。 ② 窓ガラスの変更にあたっては、既存のサッシを利用することを前提とし、アタッチメントの使用も認める。	<input type="checkbox"/>
			位置	躯体の開口部寸法の変更は認めない。	<input type="checkbox"/>
			性能・機能の確保	① 耐風圧強度を確保するため、変更後のガラスの厚み(複層ガラスであればどちらか一方)は、元々のガラスの厚み以上を確保するようにする。 ② 元々網入りガラスの場合は、変更後も網入りガラスのままとする。	<input type="checkbox"/>

部位	変更の目的	変更の内容	考慮すべき事項	判断基準	チェック
サッシ	外観の統一感を維持したうえで防犯性、防音性、断熱性、美観、操作性等の確保	複層ガラス、Low-E複層ガラス、真空合せガラス、防犯ガラス、防音ガラス等の性能を担保するためのサッシの変更及びサッシそのものの性能を向上させるためのサッシの変更	色彩	サッシの色は経年変化により全く同一の色にすることは不可能であるため、元々シルバー色は変更後もシルバー色、元々ブロンズ色は変更後もブロンズ色とする等、同系の色合いのサッシに変更する。	<input type="checkbox"/>
			形状	① 引違い窓をカバー工法等により変更する場合、外観の統一感を維持するために、新たなサッシが一箇所あたり取り付け後の開口部内法寸法は、既存の開口部内法寸法と比べ幅90ミリ、高さ80ミリ以下の挟まり寸法の範囲内とする。 ② 片引き窓やFIX窓等をカバー工法等により変更する場合、外観の統一感を維持するために、新たなサッシ1箇所あたり取り付け後の開口部内法寸法は、既存の開口部内法寸法と比べ幅100ミリ、高さ100ミリ以下の挟まり寸法の範囲内とする。	<input type="checkbox"/>
			位置	躯体の開口部寸法の変更は認めない。	<input type="checkbox"/>
			性能・機能の確保	① 引き違い窓、片引き窓、FIX窓等、窓の開閉形式の変更は認めない。 ② ガラスの突き合わせによるコーナーのFIX窓を変更する場合、コーナー部に方立を設けることは認める。 ③ 中棧がついていたサッシの場合、技術の進歩により中棧を無くしても性能・機能的に問題が無い場合は、中棧を無くすことを認める。 ④ 元々のサッシについていた換気用のガラリ、安全対策用の開口範囲を制限するストッパー等のものは、変更後もそれらの機能を維持する。	<input type="checkbox"/>

※ 施工主は、本書面の写しを届出書に添付すること。

平成 年 月 日

パークシティ白岡にお住まいの皆様

(A・B・C)棟 号室

氏名 印

## 住戸内リフォーム工事のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、下記のとおり、住戸内リフォーム工事を実施させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。工事期間中は、資機材の搬出入や作業員の出入り、工事騒音の発生などのご迷惑をお掛けいたします。極力、ご迷惑を少なくするよう配慮いたしますが、何卒、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などがございましたら、お手数ですが、下記の工事担当者までご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 工事場所 棟 号室
2. 工事期間 平成 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
3. 作業時間 : ~ : (片付け : まで)
4. 工事内容
5. 施工会社  
・会社名 :  
・住所 :  
・電話 :  
・担当者名 :

以 上

パークシティ白岡 ◇◇号室 リフォーム工事工程表 (見本)

工事内容	◎月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
仮設・撤去工事	○							お休み						養生、既設クロス等撤去	
設備工事	○								○						便器・洗濯機パン脱着
クロス貼替工事	○	○	○	○	○										天井・壁
床貼替工事						○	○								カーペット、トイレ・洗面室床
カーテン取付工事												○			
クリーニング										○	○				
予備日													○		

△△△△株式会社